|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 国連 | CPD/C/DNK/QPR/2-3 | |
| _unlogo | **障害者の権利に関する条約** | | 配布：一般  2019年4月30日  オリジナル英語  英語、ロシア語、スペイン語のみ |

**障害者権利委員会**

デンマークの第2・3回報告提出前の質問事項 [[1]](#footnote-1)\*。

List of issues prior to submission of the combined second and third periodic reports of Denmark

1.　別段の記載がない場合、本質問事項の各部分の質問への回答には、デンマークおよびデンマーク王国内の自治領、すなわちグリーンランドおよびフェロー諸島に関する情報を含めてください。

A. 目的と一般的義務（第1～4条）

2.　以下の情報を提供してください：

(a) グリーンランドおよびフェロー諸島を含む締約国において、条約が法律として適用されるよう、条約の編入（国内法化）を確保するための措置（CRPD/C/DNK/CO/1、パラ13）（訳注　「初回報告に対する総括所見」2014.10.30）、および、障害の人権モデルおよび条約に基づく締約国の義務について公的機関および社会における認識を高めるための措置；

(b) あらゆる分野における、障害のある人の権利に関する差別的または逆行する法律を改正し、廃止するための措置。

(c) 人権に基づく部門横断的な新たな全国障害者行動計画を作成し、採択するためにとられた措置。この計画には、国および地方自治体などのすべてのレベルにおける目標、指標、予算配分に関する情報、計画の採択に向けた障害者団体の効果的な関与、法律、公共政策、慣行における障害の主流化に関して、部門を超えた協力を確保する計画が含まれる；

(d) 新法や法・公共政策の改正のための事前調査を含め、条約の実施および監視に関する政策決定プロセスにおいて、障害者団体との緊密な協議およびその積極的な関与を確保するための法的拘束力のある枠組みおよび正式なメカニズム。

B. 具体的な権利（第5～30条）

平等及び無差別（第5条）

3.　以下の情報を提供してください：

(a) 障害を理由とする差別の禁止に関する2018年法律第688号（訳注　Lov om forbud mod forskelsbehandling på grund af handicap　障害を理由とする差別の禁止に関する法律）の適用範囲。グリーンランドとフェロー諸島において、条約に規定されたすべての理由による障害に基づく差別を禁止し、合理的配慮の拒否とアクセシビリティの欠如を生活のあらゆる分野における差別の形態として認めるためにとられた措置；

(b) 障害に関連する受給資格への平等なアクセスを確保することを目的として、保険に関する現行法を改正するためにとられた措置。この改正は、障害のある人の保険料や健康保険、生命保険、旅行保険、家財保険の適用に関する差別的な規定を撤廃し、年齢や国民年金の受給資格に関係なく、障害による追加費用の補償などを盛り込むものである。；

(c) 障害に基づく差別の場合に、障害のある人が苦情を申し立て、賠償と代償を求める権利を含む、利用可能な救済と補償。また、平等待遇委員会の職務権限をあらゆる形態の複合的・交差的差別に対するように拡大する措置。さらに、性別、年齢、特定されたバリア、差別が発生した分野別に分類した、障害を理由とする差別の申し立ての数と割合の統計、および補償を含む利用可能な救済に関する統計も提供してください。

障害のある女性（第6条）

4.　以下の対策に関する情報を提供してください：

(a) ジェンダーと障害の視点が、条約の対象となるすべての領域において、締約国全体の法律と政策に含まれ、障害のある女性と少女に特有のリスクと疎外要因に、法律と政策が効果的に対処していることを確実にする対策。公的な意思決定において、障害のある女性および少女（障害のある女性の団体を含む）の声がどのように聞かれ、十分な配慮がなされているかを示してください；

(b) 障害のある女性および少女、特に知的障害または精神障害のある女性および少女に対する差別の交差的かつ複合的な形態に対処し、積極的差別是正措置を含め、彼女らの完全な発展、進歩およびエンパワーメントを確保する。

障害のある児童（第7条）

5.　以下の情報を提供してください：

(a) 早期発達のためのプログラム、地域社会へのインクルージョンの支援、代替コミュニケーション手段の提供など、障害のある子どものあらゆる権利を擁護するための一般的な法律、公共政策、プログラム；

(b) 年齢、性別、民族的背景などで分類されたデータを含む、障害のある亡命希望者や難民の子どもの権利保護のための国家戦略；

(c) 家族と一緒にいることができない障害のある子どもの施設入所を防ぐ措置として、里親制度を強化するための家族ベースのケアの支援・促進の進捗状況；

(d) すべての障害のある子どもが、意見を表明するための支援を受けられるようにする措置、また、子どもに影響を与える意思決定プロセスにおいて、子どもの年齢と成熟度に応じ、その意見が十分に重視されることを確保するためにとられた措置、および、障害のある子どもの団体の設立を促進し、公的な意思決定プロセスに参加させるための措置。

意識の向上（第8条）

6.　以下の情報を提供してください：

(a) 障害のある人に対する固定観念、汚名、差別、特に高度の支援を必要とする障害のある人に対する差別と闘うためにデンマーク障害者審議会が実施した啓発戦略、および締約国全体の障害者団体が、啓発プログラムの策定、実施、監視および評価プロセスにどの程度関与しているかについて；

(b)この条約に基づく障害のある人の権利に関して、公務員および民間関係者を対象とした定期的で、通常のかつ継続的なキャンペーン（マスメディアおよびインターネットによるものを含めて）を実施するためにとられた措置。

アクセシビリティ（施設及びサービス等の利用の容易さ）（第9条）

7.　以下の情報を提供してください：

(a) 市町村および地方自治体の条例と政策について、ならびにそれらが条約第9条に準拠しているかどうか；

(b) 物理的環境、交通、情報通信技術のアクセシビリティを確保するための包括的計画、およびそれぞれの目標、期間、予算、違反した場合の制裁措置について。2014年11月18日付の欧州委員会規則（EU）第1300/2014号「障害のある人および移動弱者のための欧州連合の鉄道システムのアクセシビリティに関する相互運用性のための技術仕様に関する規則」を参考に、すべての駅のホームの標準化を確保するための措置を示してください；

(c) グリーンランドにおける、海路、空路を含むあらゆる交通手段のアクセシビリティ、公共サービスのデジタル・アクセシビリティ、およびグリーンランドとフェロー諸島における物理的環境、交通、情報・通信のアクセシビリティを監視するための措置；

(d) すべての公共調達契約におけるアクセシビリティ要件；

(e) 学校、住宅、レストラン、海水浴場など、一般に開放または提供される施設やサービスへの完全なアクセスを保証し、ユニバーサルデザインによるアクセシビリティの研究と教育を促進するための資金援助と指導；

(f) ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドラインに準拠した、自治体が使用するモバイル・アプリを含むウェブサイトおよびデジタル通信のアクセシビリティ、ならびにアクセシビリティ基準の実施を確保するための苦情解決メカニズム。

生命に対する権利（第10条）

8.　障害のある人の生命の権利を保護するための措置、特に、施設に収容された障害のある子ども・成人の窮乏を防止するための措置、および生命を脅かす状況における医療行為に関するすべての決定がインフォームド・コンセントに基づいて行われることを確保するための措置について報告してください。

危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）

9.　以下の情報を提供してください：

(a) 災害リスク軽減対策、特に関連する警報システムや手順が、聴覚障害のある人を完全に包摂し、聴覚障害のある人の状況や要求を考慮し、仙台防災枠組2015-2030に沿ったものであることを確保するために取られた措置；

(b) 障害のある人及びその代表組織が、災害リスク軽減及び緊急事態に関する戦略、計画及び手順について有意義な情報を与えられ、協議されること、並びにそれらの策定、実施及び監視の全ての段階において積極的に参加することを確保するためにとられた措置。

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

10.　以下の情報を提供してください：

(a) 後見法（2007年8月20日公布法律第1015号）に基づく、実際のまたはあるとみなされた機能障害を理由とする法的能力の制限を撤廃し、生活のあらゆる分野において支援つき意思決定のメカニズムを促進するためにとられた措置；

(b) 障害のある人が意思決定において個別の支援を受けられ、その支援が個人の自律、意思および好みを尊重することを確保するための措置；

(c) 締約国が条約を批准して以来の、認定された後見の件数および法的能力を回復した障害のある人の数に関する動向。

司法手続の利用の機会（第13条）

11.　以下の情報を提供してください：

(a) 司法制度において、すべての法的手続きにおいて、証人としてなど、障害のある人に手続き上および年齢相応の配慮を図るためにとられた措置；

(b) 差別禁止法、民法、刑法の適用、行政手続き、社会保障の受給資格に関する苦情の提起など、あらゆる法分野において、障害のある人のための法的支援と代理人へのアクセスを確保するための措置；

(c) 条約に規定されている、障害のある人の権利に関する司法部門における能力開発活動。警察官および刑務官に対する、障害のある人の権利に関する研修の計画および実施に、障害のある人とその代表団体がどのように関与しているか説明してください。

身体の自由及び安全（第14条）

12.　以下について報告をお願いします：

(a) 2017年法律第655号に定められた、身体医療の名目のもとに、障害を理由とする自由の剥奪および強制的処遇、特に精神障害（psychosocial disabilities）のある人に対するものを防止するためにとられた措置；

(b) 精神医療における強制に関する法律（2015年9月29日統合法第1160号）を見直し、すべての障害のある人、特に15歳未満の子どもに対する強制入院や強制治療を廃止するための措置；

(c) デンマークおよびグリーンランドの刑法の、障害のある人を弁論不適格者（unfit to plea）として刑事訴訟の自由を奪う規定を廃止するための措置；

(d) 強制的な治療を受けている人で司法精神医療を言い渡された障害のある人についての、性・年齢で分類された統計。および司法精神医療の停止措置についての統計。

13.　「生物学及び医学の応用に関する人権及び尊厳の保護に関する条約」の追加議定書案「非自発的入院及び非自発的治療に関する精神障害のある人の人権及び尊厳の保護」の採択に反対するためにとられた措置に関する情報を提供してください。

拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）

14.　以下の情報を提供してください：

(a) 精神医療の場と精神科施設での、障害のある子どもや障害のある人への強制、身体拘束、強制投薬を完全に止め、禁止するためにとられた措置。また、監視と評価をできるようにし、強制による子どもの権利侵害に対処するために、そのような施設での子どもの処遇についてのデータと情報を確実に利用できるようにする取り組みについて、委員会に報告してください；

(b) 2014年以降の精神障害（psychosocial disabilities）のある人の強制外来治療について、精神科治療において強制を受けた障害のある人；

(c) 外来治療を含む、精神障害（psychosocial disabilities）のある人に対する強制的治療を防止するための措置。また、暴力を使わない、および強制のない治療方法に関する研修を医療スタッフや非医療スタッフに提供するためにとられた措置。

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

15.　以下の情報を提供してください：

(a) 障害のある人、特に障害のある女性および少女をあらゆる形態の搾取、暴力および虐待から予防し、保護し、効果的な回復、リハビリテーションおよび社会統合サービスとプログラムへのアクセスを確保するためにとられた措置；

(b) レイプ事件における障害のある人の法の平等な保護を確保し、そのような犯罪に対する刑事罰の格差をなくすための措置；

(c) 障害のある人に対する暴力、搾取または虐待に関して、年齢および性別で分類された、受理された苦情の件数および採択された関連決定の件数。

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

16.　市民が管理するパーソナルアシスタンス制度、とくに在宅監視の分野を見直し、改正するための措置に関する情報を提供してください。委員会が受け取った情報によれば、これは24時間体制で監視するなどの要因により、障害のある人が「非常に押しつけがましく、威圧的」であると認識しています。また、強制不妊手術や強制中絶を防止するための法的枠組みや、そのような行為の報告事例についても情報を提供してください。

移動の自由及び国籍についての権利（第18条）

17.　難民の家族再統合に適用される法的枠組みに関する情報を提供し、家族単位を超えた家族再統合の基準の中に障害の要素があるかどうかを示してください。

自立した生活及び地域社会への包摂（第19条）

18.　以下の対策について情報を提供してください：

(a) 障害のある人が自立して生活し、地域社会に包摂される個人の権利を認める。また、現在公的機関の管理下にあり一般に公開されていない生活区域や施設を含め、生活環境について自由に選択できるようにする；

(b) 大規模な閉鎖的施設のような住居の建設と投資を終わらせる措置を含む、施設化された生活環境の開発を防止する（CRPD/C/DNK/CO/1、パラ43）；

(c) 2015年の社会サービスに関する統合法の2017年の改正による、障害のある人の生活支援施設への強制移転を認めている条項を廃止する。この条項は、障害のある人が居住地を選択する機会を奪っている；

(d) 市町村レベルでの個別評価に基づき、障害のある人に自立生活のための個別的支援を提供する。ここには、パーソナルアシスタンスや、個人予算（personal budget　訳注　障害のある人本人に支給される補助金）を含む現物または現金による支援へのアクセスについて、分類されたデータを含めてください；

(e) フェロー諸島のすべての住宅部門において、障害のある人にアクセシブルな住宅を確保するための戦略を採用し、資源を配分する。

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）

19.　以下の情報を提供してください：

(a) デンマーク手話の学習と使用を促進するためにとられた措置、点字を公式の筆記文字として承認するためにとられた措置、点字の知識と使用を促進、保存、強化するために点字協議会を設立するためにとられた措置（CRPD/C/DNK/CO/1、パラグラフ45および47）；

(b) わかりやすい版（Easy Read）の情報やその他のアクセシブルな情報を提供するために取られた措置；

(c)拡大代替コミュニケーション手段（AAC：augmentative and alternative modes of communication）の使用を認め、促進し、そのようなコミュニケーション手段に適用される基準が周知され、適用されることを確保するためにとられた措置。

プライバシーの尊重（第22条）

20.　委員会の勧告（CRPD/C/DNK/CO/1, パラ51）に沿って、精神医療における強制行為に関する法律を改正するための措置について報告してください。

家庭及び家族の尊重（第23条）

21.　障害のある親が親としての責任を果たす上で必要な支援を提供し、子どもまたは親の一方もしくは両方の機能障害のために、子どもが親から引き離されることがないようにし、養子縁組手続きにおいて障害に基づく差別を禁止するためにとられた措置に関する情報を提供してください。子どもが18歳になったとき、その親を支援するためにとられる措置について報告してください。

教育（第24条）

22.　以下の情報を提供してください：

(a) 義務教育を含むインクルーシブ教育制度に障害のあるすべての子どもを受け容れ、特に自閉症児や高度な支援を必要とする子どもに必要な支援と配慮を提供するためにとられた措置；

(b) 障害のある生徒のインクルーシブ教育へのアクセスを促進するために、教師およびその他の学校職員を訓練し、インクルーシブ教育の技能、方法論的知識および専門知識を身につけさせるためにとられた措置、ならびにグリーンランドおよびフェロー諸島を含め、学校に提供される人的、技術的および財政的資源；

(c) 職業訓練の成果を含め、障害のある人の教育成果の低さに対処する措置；

(d) インクルーシブで質の高い教育を受けられる障害のある子どもの数と割合を、年齢、性別、機能障害の種類、学校の種類、自治体別に集計したもの；

(e) 障害のある人を代表する団体との緊密な連携による、権利委員会が提供している、専門職の間でのインクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号（2016年）の啓発と効果的な普及。

健康（第25条）

23.　以下の情報を提供してください：

(a) 障害のある女性、例えば脳性麻痺の女性、知的障害のある女性などのための、性と生殖に関する医療サービスおよび子宮頸がん検診を含む、障害のある人が利用する保健施設およびサービスへのアクセスを改善するための措置；

(b) 早期発見や健康診断など、精神障害（psychosocial disabilities）のある人の高い死亡率を減らす対策；

(c) 医療制度による補聴器治療の適用を確保するための措置；

(d) フェロー諸島において、医療施設にアクセスする際の障害のある人の移動ニーズを満たし、精神障害（psychosocial disabilities）のある人用の緊急施設を提供するためにとられた措置。

ハビリテーションとリハビリテーション（第26条）

24.　フェロー諸島において障害のある人がハビリテーションおよびリハビリテーション・サービスを利用できるようにするための取り組み、および、締約国での、リハビリテーション・サービスの質および専門スタッフの利用しやすさの改善に関する情報を提供してください。

労働及び雇用（第27条）

25.　以下を提供してください：

(a) グリーンランドの開かれた労働市場で働く障害のある人の割合を大幅に増加させ、障害のある人の雇用格差を解消するために取られた措置に関する情報；

(b) 障害のある人の労働市場へのアクセスを妨げる偏見と闘う措置に関する情報；

(c)失業、不完全雇用（underemployment　訳注　フルタイム勤務を希望しているにもかかわらずパートタイムで働いている場合など、労働力が十分に活用されていない状態。）、重複雇用の状況、および教育、雇用、訓練のいずれにも現在従事していない人の状況について、障害のある人と障害のない人に関して、性別、年齢、民族、居住地（都市部または農村部）、家族の有無で区分した、年単位で比較可能な報告期間中の統計およびデータ。

相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）

26.　以下の情報を提供してください：

(a) 社会年金法を改正する2014年法律第574号に基づく早期退職改革と、40歳未満の障害のある人の早期退職年金へのアクセスに対するその影響評価；

(b) より手厚い支援を要する障害のある人を含め、障害のある人に無拠出年金を支給するために採用された措置；

(c) 社会保障制度のもとで規定されている受給資格の上限が、障害のある人の生活状況に与えた影響についての評価（機能障害の種類、性別、年齢との関連から起こる、不釣り合いに大きな影響についての情報を含む）；　（訳注　この質問に対する締約国報告の回答では、障害のために特別な住宅に住んでいる人には所得上限が適用されず住宅給付が受けられるとしている。したがって「上限」とは、所得制限にかかる上限のことのようである。）

(d) 早期退職年金制度の施行以降に早期退職年金を受給した障害のある人、2014年以降の一般人口と比較した障害のある人の世帯所得水準、およびデンマークの失業保険制度の下で補償を受ける障害のある人について、分類されたデータの形で。

政治的及び公的活動への参加（第29条）

27.　締約国全体、特にグリーンランドとフェロー諸島におけるわかりやすい版の使用を含む、選挙プロセスへの効果的な参加と投票プロセスの完全なアクセシビリティを確保するための措置についても報告してください。

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）

28.　余暇、スポーツ、文化活動をインクルーシブに享受する権利を促進し、守るための国家戦略の採択計画、および劇場、博物館、映画館などの文化施設を障害のある人が利用しやすくするための措置に関する情報を提供してください。

C. 特定の義務（第31～33条）

統計及び資料の収集（第31条）

29.　以下の情報を提供してください：

(a） 「健康・機能障害・生活状況調査」を実施するための十分かつ恒久的な資金を確保し、16歳未満の障害のある子どもおよび65歳以上の障害のある人の状況に関するデータ収集システムを導入するための措置；

(b) 障害のある人に関するデータを体系的に収集、分析、普及するためにとられた措置、およびグリーンランドとフェロー諸島を含む政府のあらゆるレベルにおいてデータがどのように広報されているかについて。

国際協力（第32条）

30.　国際レベルおよび地域レベルでの国際協力に関する意思決定プロセスに、障害者団体を含めるための措置、開発途上国に対する開発支援に関する政策、および開発途上国や後発開発途上国（least developed countries）におけるプロジェクトにおいて、障害者団体がパートナーとなるために利用可能な資源に関する情報を提供してください。

31.　締約国の開発政策に、持続可能な開発のための2030アジェンダおよびその目標指標に概説されている障害のある人の権利に基づくアプローチを含めるために取られた措置について説明してください。

国内における実施及び監視（第33条）

32.　以下の情報を提供してください：

(a) 締約国の省庁間委員会（Interministerial Committee　訳注　すべての省庁の代表により年に2～3回会合を行う。必要に応じて障害者団体も関与するとされている。）の任務と公開報告書、および国レベルおよび地方レベルで条約の実施を調整する正式なメカニズムについて；

(b) フェロー諸島において、条約を実施するための連絡先（focal point）と調整メカニズム、および条約の独立した監視の枠組みを確立するために取られた措置；

(c) 条約の自主的監視の仕組みに障害のある人及び障害者団体を参加させるための法的拘束力のある枠組み及び正式なメカニズム、並びに、条約の監視に関して効果的な変化を促進し、もたらすために障害者団体が利用できる支援について；

(d) 独立した監視の枠組みの勧告及び指摘事項を受けた後、障害のある人の権利に関する法律、政策及び慣行を実施又は修正するために締約国がとった措置；

(e) デンマーク人権機関が、人権の促進と保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）を完全に遵守し、効果的かつ独立してその任務を遂行できるよう、デンマーク人権機関を強化するためにとられた措置。

（翻訳：佐藤久夫、岡本 明）

1. \* 委員会の第21会期（2019年3月11日～4月5日）で採択。 [↑](#footnote-ref-1)